

岩手県告示第321号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

平成25年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 適性試験及び講習の日時及び場所

日 時	場 所
平成25年7月19日(金)午後1時から	大船渡市 大船渡地区合同庁舎 4階大会議室
平成25年7月26日(金)午後1時30分から	一関市 一関地区合同庁舎 3階大会議室
平成25年7月30日(火)午後1時30分から	北上市 和賀農村環境改善センター 大集会室
平成25年8月21日(水)午後1時30分から	宮古市 宮古地区合同庁舎 3階大会議室
平成25年8月30日(金)午後1時30分から	二戸市 二戸地区合同庁舎 1階大会議室
平成25年9月13日(金)午後1時30分から	盛岡市 盛岡地区合同庁舎 8階大会議室

2 受験及び受講の資格 県内に住所を有し、平成22年度に狩猟免許を受けている者

3 受験及び受講の手続 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）第13条の狩猟免許更新申請書を受験及び受講の日の10日前までに所管広域振興局の保健福祉環境部又は保健福祉環境部保健福祉環境センターに提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県環境生活部自然保護課又は最寄りの広域振興局の保健福祉環境部若しくは保健福祉環境部保健福祉環境センターに問い合わせること。